

大阪市福祉局と大阪市社会福祉協議会との協定に基づく取組みについて

大阪市福祉局及び社会福祉法人大阪市社会福祉協議会との地域福祉活動の支援にかかる連携協定第4条に基づく取扱いについて、次のとおり定めるものとする。

1 「協議の場」の設定について（第1項、第2項関係）

（1）政策協議

ア 協議目的

市域における地域福祉にかかる将来的な展望を共有したうえで、協定に基づく取組みについて、方向性を定めるとともに、進捗管理、実施結果に関する総括と次期に向けた見直しなど政策的な検討・協議を行う

イ 構成メンバー

（福祉局）生活福祉部長、地域福祉課長、地域福祉課長代理

（市社協）常務理事、事務局長、事務局次長兼総務課長、事務局次長兼地域福祉課長

ウ 開催頻度

概ね年度ごとに1回。ただし、必要に応じて随時

エ 協議内容

- ・協定書に基づく取組みの方向性について
- ・実務協議を踏まえた取組みの進捗管理について
- ・実務協議を踏まえた取組みの総括について
- ・今後の福祉施策について
- ・その他、地域福祉の推進にかかる意見交換

（2）実務協議

ア 協議目的

政策協議で決定された方向性に基づき、取組み内容を具体化し、その進捗状況と分析・評価などを行うとともに、今後の取組み方策に関する意見交換など実務的な検討・協議を行う。

イ 構成メンバー

（福祉局）地域福祉課長代理、担当係長、係員（担当）

（市社協）総務課長、地域福祉課長、係長、主事

※ただし、必要に応じ、必要なメンバーによるものとする。

ウ 開催頻度

概ね3か月に1回

エ 協議内容

- ・協定書に基づく取組みの具体的内容について
- ・取組みの進捗状況について
- ・取組みの自己評価・分析について
- ・その他、取組みに関する意見交換

2 公表について（第3項関係）

協議に基づく取組み内容及びその進捗状況について、原則として市及び市社協のホームページ等において公表する。

3 令和6年度の協議課題

- （1）区役所・区社会福祉協議会への支援について
- （2）大阪市地域福祉基本計画（市）及び大阪市地域福祉活動推進計画（市社協）について
- （3）包括的な支援体制について